

文化財の活用のための バリアフリー化 事例集

—共生社会実現に向けて—

文化庁文化財部



はじめに

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に伝えられてきた貴重な国民的財産です。我が国の歴史、文化などを正しく理解するには欠くことのできないものであるとともに、将来の文化発展の基礎をなすものです。

一昨年、訪日外国人旅行者も 2,400 万人を突破しました。2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）などを控え、更なる訪日外国人旅行者の増加が見込まれることから、受入れ体制の強化や整備は早急に行わなければならない状況であります。

平成 28 年 3 月にとりまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、観光先進国を実現するために、障害のある人や重い荷物を持った人も含め、すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境づくりが必要であるとの視点から、東京大会を契機とした心のバリアフリーの推進やより高い水準のユニバーサルデザイン化が位置付けられました。このため平成 29 年 2 月には、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組（「心のバリアフリー」分野）と、ユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組（街づくり分野）を検討し、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」がまとめられました。

文化庁では、東京大会を契機として、2020 年以降も見据えたレガシーを創出し、更に多様な文化芸術活動や文化財の保存・活用が行われるよう、「文化芸術立国」の実現を目指し、様々な取組を進めていくこととしております。

観光名所として数多くの観光客が訪れる文化財について、障害のある人、高齢者を含むすべての人が、より快適に親しむことができる環境作りを目指し、文化財の活用のためのバリアフリー化の充実に努めています。

本書は、文化財建造物、史跡・名勝の活用のためのバリアフリー化について、これまでの取組成果の一部を掲載しております。

関係者が、この事例集を十分に活用され、より一層、文化財の保存・活用に寄与するのみでなく、我が国が目指す共生社会実現に結びつくことを願うものです。

平成 30 年 3 月 文化庁文化財部



目 次

豊平館	2
五稜郭跡	4
山形県旧県庁舎及び県会議事堂	6
自由学園明日館	8
善光寺	10
松代城跡 附 新御殿跡	12
松本城	14
清水寺	16
龍安寺	18
大阪市中央公会堂	20
旧武藤家別邸洋館	22
平城宮跡	24
和歌山城	26
石見銀山遺跡	28
厳島神社	30
首里城	32

豊平館

DATA

指定名称：豊平館

建築年代：明治 13 年（1880）

構造及び形式等：木造，建築面積 528.8㎡，2 階建，
亜鉛板葺

指定区分：重要文化財

指定年月日：昭和 39 年（1964）5 月 26 日

旧用途：結婚式場

活用内容：観覧・貸室施設

所在地：北海道札幌市

所有者名：札幌市



豊平館 1F 外観



上：豊平館 2 階広間と前室
下：豊平館 1 階ロビー

■文化財の歴史と沿革

豊平館は開拓使官営のホテルとして、イギリス人建築家ジョサイア・コンドルの意見も求めながら、設計を開拓使工業局営繕課が担当し、大岡助右衛門の工事請負によって明治 12 年（1879）2 月に起工、翌 13 年（1880）11 月に竣工した。

豊平館は当初現在の札幌市中央区北 1 条 1 丁目にあって、明治初期に明治天皇の行幸後、宮内省の接待所として、あるいは札幌市の公会堂として使用され、昭和 8 年（1933）には明治天皇聖蹟に指定されて保存されてきた。昭和 23 年（1948）に聖蹟は解除され、公民館・市民会館として社会教育の中心を担ったものの、新たな市民会館の建設を契機に、昭和 33 年（1958）に中

島公園内に移築され、周囲の環境を整備した上で保存活用されている。

北海道では、明治初期に米国の影響を強く受けた洋風建築が伝えられたが、豊平館は開拓使の手による本格的洋風建築の遺構として貴重な文化財建造物である。

■公開活用の経緯とバリアフリー化

建設当時の豊平館は建物後方に平屋建ての附属棟を持ち、厨房・浴室・トイレなどが設けられていた。明治天皇の行幸後は民間に貸し付けられ、旅館と西洋料理店が営まれるなど、しばらくはホテルや宴会場としての役割を担っていたが、次第に公民館としての機能も持つようになった。

た。大正 11 年（1922）に札幌に市制が施行され、札幌市の所有となったのち、後方の附属棟を撤去し、新たに公会堂を付設した。戦争中は日本軍に、戦後の一時期は進駐軍に接収されていたが、昭和 23 年（1948）に札幌公民館となり、翌 24 年（1949）には札幌市民会館と改称された。昭和 33 年（1958）に入って現在地に移築され、札幌市営の結婚式場としての利用が始まった。その後 2 度の大規模な工事を経て、平成 28 年（2016）6 月からは、観覧・貸室施設として活用されることとなった。

平成 19 年（2007）に実施した耐震診断の結果、構造補強工事が必要となったことをきっかけとして、安全性の確保・バリアフリー対応・老朽化対応・活用方法について、平成 21 年（2009）から検討を開始した。耐震補強に加え、可能な限り建設当初の姿へと復原する「保存修理工事」、復原に伴うトイレなどの後補機能の移設、並びにバリアフリー対応を可能とする附属棟の建設を主な目的とした「活用整備工事」を含む保存活用計画を平成 23 年（2011）に策定した。この計画に基づき、平成 24 年（2012）から平成 27 年（2015）にかけて工事を実施した。

「活用整備工事」の中で、附属棟のメインエントランスにスロープを設置し、主動線とした。車いす用駐車場は、メインエントランスから離れているため専用の出入口を設けた。一方、附属棟を 1 階、2 階及び地下の 3 層で渡り廊下によって接続することで、附属棟エレベーターから豊平館への車いすの移動を可能にしている。この際、1 階部分は既存開口部を利用したが、2 階については、現状変更を行った上で必要最小限の開口部を設けた。

現状を変更することについて、委員会での検討や文化庁と調整が必要となったが、既存トイレなどの移設先が必要であることや、今後積極的に活用しながら保存を図っていくための解決策として、附属棟を新築し豊平館と接続することで、現状変更の許可を受けた。なお、附属棟は豊平館と構造的に切り離し、正面から見えな

いように一回り小さくするなど工夫した。工事後は結婚式場から観覧・貸室施設へと施設の使い方を変更したが、車いす使用者や高齢者を始め、誰もが利用しやすい施設となった。



附属棟メインエントランス前スロープ



附属棟メインエントランス自動ドア



エレベーターと多機能トイレを備えた附属棟 2 階ホール

五稜郭跡

DATA

指定名称：五稜郭跡
年代：元治元年（1864）
面積：250,835.51㎡
指定区分：特別史跡
指定年月日：昭和 27 年（1952）3 月 29 日
旧用途：城郭
活用内容：公園，資料館
所在地：北海道函館市
管理団体名：函館市



五稜郭公園全景
(写真提供：五稜郭タワー)



箱館奉行所外観

■文化財の歴史と沿革

五稜郭跡は、幕末期の箱館開港に伴い、徳川幕府が諸外国との外交や海岸防備及び蝦夷地統治を目的に設置した箱館奉行所の防御施設で、稜堡（りょうほ）と呼ばれる 5 つの突角がある星形五角形の西洋式土塁である。7 年の歳月を費やして元治元年（1864）にほぼ完成し、郭内には御殿建築の奉行所庁舎や 25 棟ほどの付属建物が配置されていた。

慶応 4 年（1868）明治新政府へ引き継がれた後、明治元年（1868）10 月には旧幕府脱走軍に

より占拠され、戊辰戦争最後の戦いとなる箱館戦争の舞台となった。明治 4 年（1871）には、札幌に新築する開拓使本庁舎の材料とするために、奉行所庁舎と附属建物の大部分が解体され、完成からわずか 7 年で姿を消すこととなった。明治 6 年（1873）から五稜郭は陸軍省の管轄となり、練兵場として利用されたのち、大正 3 年（1914）から公園として一般開放された。

大正 11 年（1922）10 月 12 日に国の史跡に、昭和 27 年（1952）3 月 29 日には北海道唯一の特別史跡に指定されている。

■公開活用の経緯とバリアフリー化

五稜郭跡は箱館戦争という劇的な歴史エピソードの舞台となったこともあり、戦場や軍事施設としてのイメージが強いが、本来は蝦夷地統治を中心とした業務が行われていた箱館奉行所の防御施設であったことは余り知られていない。

五稜郭の完成から約 150 年を経て、築造当時の状況を伝えるものは、土塁・石垣、堀割、アカマツ、1 棟の土蔵（兵糧庫）のみとなっていたこともあり、歴史的意義や価値を伝えるには、奉行所を含めた五稜郭全体の復元整備が必要とされた。函館市では昭和 58 年（1983）から開始した資料調査によって関連する文書、絵図面、古写真等を発見するとともに、同 60 年（1985）から実施された遺構調査結果と併せて精度の高い復元が可能な根拠資料があると判断され、その後本格的な復元整備事業に着手した。

復元建物は完成後に内部を公開することが想定されたため、建築基準法や消防法等への対応から庁舎全体の約 1/3 に当たる限定的な範囲の復

元となったが、古写真に写る建物正面を中心とした約 1,000㎡の範囲を遺構や資料をもとに可能な限り再現し、平成 18 年（2006）7 月から 4 年の歳月をかけて同 22 年（2010）7 月に竣工した。

五稜郭跡内の園路は豆砂利舗装により段差のない通路を整備し、車いす利用者等への配慮がされているが、奉行所内部の見学には 1 階床まで約 60cm の段差があり車いす利用者の昇降方法が課題となった。史跡地内の復元建物として復元の精度を上げ本質的な価値の向上が求められる中、主入口とする正面玄関に常設的に車いす用の昇降機を設置した場合、その価値を損する可能性があることを懸念して、車いす利用者来訪時には着脱式のスロープを用いてスタッフが補助し対応する方法を採用した。

また、動線上にある段差には段差解消用のスロープを付けている他、館内に多機能トイレを設置するなど、車いす利用者等への配慮がされている。



公園内主要園路の豆砂利舗装



管理事務所入口スロープ



箱館奉行所玄関の着脱式スロープ



多機能トイレ

山形県旧県庁舎及び県会議事堂

DATA

指定名称：山形県旧県庁舎及び県会議事堂（旧県庁舎，旧県会議事堂）

建築年代：大正 5 年（1916）

構造及び形式等：

〔旧県庁舎〕煉瓦造，建築面積 1,864.6㎡，3 階建，正面玄関ポーチ，東面昇降口付，スレート葺，正面中央塔屋付

〔旧県会議事堂〕煉瓦造，建築面積 866.4㎡，一部 2 階建，スレート葺

指定区分：重要文化財

指定年月日：昭和 59 年（1984）12 月 28 日

旧用途：官公庁舎

活用内容：展示・観覧・貸室施設

所在地：山形県山形市

所有者名：山形県



旧県庁舎議場ホール



旧県庁舎外観

■文化財の歴史と沿革

明治 9 年（1876）に現在の山形県が成立し，初代県令三島通庸によって翌 10 年（1877）に県庁舎が，明治 16 年（1883）に県会議事堂が建設された。しかし明治 44 年（1911）5 月の山形大火によって両棟とも焼失し，直ちに同地での復興が計画され，大正 2 年（1913）4 月に建築に着手，大正 5 年（1916）6 月に完成したのが現在の建物である。県庁舎と同時に建設さ

れた県会議事堂は，県庁舎と渡り廊下で結ばれている。創建当初の議員の数は 35 名で，議会のあるときは議員の机と椅子を並べて会議が行なわれ，議会のないときは演奏会や展示会などに貸し出されるなどして，多彩なイベントホールとして使われていた。

旧県庁舎の設計は，イギリス人建築家ジョサイア・コンドルの弟子であり東京府（現東京都）出身の田原新之助が担当し，米沢市出身の中條

精一郎が顧問を勤めた。英国近世復興様式を基調とし、両翼 62.7m、中央の時計塔までの高さは 25.1m である。建物は煉瓦造りの 3 階建てで、外壁は花崗岩の石貼り、屋根は玄昌石のスレートになっており、石柱・明かり窓・換気塔を施している。内部の設備や装飾は、リノリウムの床と照明器具、壁や天井の漆喰装飾と木部の装飾など、大正時代初期の洋風建築の特長を伝える。また時計塔は、札幌の時計台に次いで 2 番目に古いものとされ、銅板飾りの塔屋と重錘式の動力で動く時計が珍しい。

一方、旧県会議事堂は煉瓦造り 2 階建てになっており、当時は議場のほか来賓室や議員控室を備えていた。左右両側と背後は赤煉瓦主体の仕上げで、内部にはかまぼこ型のヴォールト天井に独立柱が並び、ガラス張りの明かり窓などがある。旧県庁舎と旧県会議事堂、それらを繋ぐ渡り廊下が一体となって保存されている点で貴重であり、大正初期の煉瓦造りの公共建築としては数少ない遺構として貴重な文化財建造物である。

■公開活用の経緯とバリアフリー化

旧県庁舎は、昭和 50 年（1975）まで県庁舎として使用されていたが、同年県庁が山形市松波に移転して新庁舎を建設した後、昭和 59 年（1984）12 月に国の重要文化財に指定された。昭和 61 年（1986）から保存修理工事が始められ、10 年の歳月を経て平成 7 年（1995）9 月に完成した。構造補強として、議場棟の両側に鉄骨造バットレスを設置し、保存修理工事に当たっては、在来材料与工法で進められ、創建当時の姿の復原が図られた。

同年 10 月、「山形県郷土館（愛称・文翔館）」として公開され、創建当初の姿を今に伝えるとともに、山形県の歴史と暮らしに関する展示コーナー、復原工事を紹介する映像ホール、ギャラリー、会議室などで利用されている。特に明治時代から今日までを 5 つの時代に分け、それぞれの時代の山形県の暮らしの様子が分かる

「記念碑の回廊」と、山形県の母なる川・最上川の全貌を伝える「最上川は語る」の展示では、山形県の歴史と文化を紹介している。一方、旧県会議事堂の議場ホールは、コンサートや演劇公演、地域イベントなどの文化活動に利用されている。

保存修理工事に併せて、公開活用のために必要な設備工事として、新たに冷暖房設備を整備したほか、バリアフリー対応として、各所に車いす用のスロープと段差昇降機、点字標示板と音声案内を備えたエレベーター、多機能トイレを整備した。また、旧県庁舎裏には車いす専用駐車場を整備し、貸出用車いすも用意され、車いす使用者や高齢者に配慮している。



旧県庁舎車いす用スロープ



多機能トイレ

自由学園明日館

DATA

指定名称： 自由学園明日館（中央棟，東教室棟，西教室棟，講堂）

建築年代：大正 10 年（1921）

構造及び形式等：

〔中央棟〕 木造，建築面積 592.2㎡，一部 3 階建，東西翼屋及び半地下付，切妻造，銅板葺

〔東教室棟〕 木造，建築面積 175.1㎡，切妻造，西面突出部付，銅板葺

〔西教室棟〕 木造，建築面積 175.1㎡，切妻造，東面突出部付，銅板葺

〔講堂〕 木造，建築面積 403.3㎡，一部 2 階建，切妻造，左右塔屋付，鉄板葺

指定年月日：平成 9 年（1997）5 月 29 日

旧用途：学校

活用内容：貸館施設

所在地：東京都豊島区

所有者名：学校法人自由学園，株式会社婦人之友社



右：ホール

左：自由学園外観



■文化財の歴史と沿革

キリスト教を基盤とする婦人運動の活動家であった羽仁もと子・吉一夫妻により大正 10 年（1921）に女学校として設立され，生徒自身による自労自治の精神という独自の教育方針のもと運営されてきた。当時帝国ホテルの設計を担当し日本滞在中のフランク・ロイド・ライトと弟子の遠藤新によって設計された。軒高を低く抑え，水平線を強調したプレーリースタイルというライトの共通した住宅意匠が特徴的である。昭和 9 年（1934）に学校機能が東久留米市に移転した後も，女子部卒業生の研究活動施設として使われてきており，貴重な文化財建造物である。

■公開活用の経緯とバリアフリー化

建築後 60 年が経過し，老朽化が進み，保存問題が表面化した。建築専門家や卒業生によって

それぞれの立場で保存運動が展開された。委員会を設立して長い議論を経た上，学園は取り壊し方針から重要文化財指定を受けて保存し活用して残す方針となった。

平成 11 年（1999）3 月から平成 13 年 9 月まで保存修理と活用のための整備が行われ，同年 11 月再開業し，見学，集会，喫茶，結婚式会場として現在も盛んに使われている。

中央棟には 2 階に食堂があり，結婚式などで多くの人が集まるので，車いす対応と物品輸送用を兼ねたエレベーターを，北側に新築された附属棟に設置して対応している。その他の階段及び段差は，外部・内部とも，ふだんは倉庫に収納されている折り畳み可能な可動式簡易スロープを設置して対応している。なお，多機能トイレは西側附属棟内のショップ隣に外部から利用できるよう設置されている。



左：可動式スロープ
（講堂内部段差）
右：付属棟エレベーター



左：可動式スロープ
（東教室前廊下）
右：可動式スロープ
（ホール外部）



左：2階食堂への階段に取り
付けられた補助手摺
右：ショップに隣接する多機
能トイレ

善光寺

DATA

指定名称：善光寺本堂

建築年代：宝永4年（1707）

構造及び形式等：桁行十四間，梁間五間，一重裳階付，
撞木造，妻入，正面向拝三間，軒唐破風付，
両側面向拝各一間，総檜皮葺

指定区分：国宝

登録年月日：昭和28年（1953）3月31日

用途：寺院

所在地：長野県長野市

所有者名：善光寺

上：本堂内々陣
下：本堂正面外観



■文化財の歴史と沿革

善光寺は、皇極天皇3年（644）の創建と伝わる古刹である。鎌倉時代には、源頼朝や北条一族の信仰が厚く、善光寺信仰が広まるにつれ、全国各地には新善光寺が建立されるようになった。戦国時代に入ると、武田信玄と上杉謙信が信濃の覇権を巡り、川中島の合戦を繰り広げ、弘治元年（1555）武田信玄は善光寺を組織ごと甲府に移した。その武田家が織田・徳川連合軍に敗れると、本尊は織田家、徳川家の祀るところとなり、

最後は豊臣秀吉が京都・方広寺の本尊として奉ったのち、秀吉の死の直前、慶長3年（1598）に本尊が戻された。戦乱の時代に巻き込まれ荒廃を余儀なくされたが、江戸幕府開府に伴い、徳川家康より寺領千石の寄進を受け次第に復興を遂げた。

現在の本堂は元禄13年（1700）の炎上後の再建であって、別当慶運が浄財を集め、大工甲良豊前入道宗賀の設計によって宝永4年7月に完成した。善光寺本堂は、奥行き深い平面を

持つ規模の宏壮な建物で、独創的な形状は、仏殿建築として一生面を開いたものと云える。また、境内には重要文化財の経蔵・三門（山門）があり、本堂とともに近世大寺院の伽藍にふさわしい規模を示しており、貴重な文化財建造物である。

■公開活用の経緯とバリアフリー化

善光寺は宗派を問わず極楽往生を約束しており、万人に開かれている。数え年で7年に一度の善光寺前立本尊御開帳は有名で、平成27年（2015）には707万人が参詣した。その他にもイベントが多い。毎朝お朝事が行われ、参拝すると住職を始め宿坊専属の公認案内人が案内してくれる。毎日朝10時から夕方4時まで、毎正時に長野オリンピック（1998）の開会を告げた鐘がなる。知らずにいてもお寺の人が親切に教えてくれる。法要も毎日2度行われている。長

野オリンピック（1998）の開催を記念して平成16年（2004）から始まり、毎年続く長野灯明まつりでは、“平和を願う精神”を発信すべく五色の光でライトアップされる。まつり以外の日でも夜間も境内は解放されており自由に入ることができる。このように、開かれた寺院である善光寺は、バリアフリーに積極的に取り組んだ先駆的寺院でもある。

長野オリンピック（1998）とパラリンピックを翌年に控えた、平成9年（1997）の御開帳のとき、一つの懸案があった。前回の御開帳のとき、多くのお年寄りが本堂の昇降に大変難儀をしていたというものだ。そこでスロープを設置した。しかし、当時の国宝でスロープのついているものはほとんどなかった。そこで国宝の価値に配慮した結果、仮設で設置するという方法に辿り着いた。

（写真提供：善光寺）



本堂スロープ



本堂お戒壇手摺



本堂内陣畳スロープ



本堂東向拝手摺

松代城跡 附 新御殿跡

DATA

指定名称：松代城跡 附 新御殿跡
年代：元治元年（1864）※新御殿棟上
面積：82,490.86㎡（うち新御殿 7,986.15㎡）
指定区分：史跡
指定年月日：昭和 56 年（1981）4 月 11 日
旧用途：城郭
活用内容：博物館
所在地：長野県長野市松代町
所有者名：長野市



上：新御殿表玄関外観 下：新御殿庭園側外観



■文化財の歴史と沿革

松代城は武田信玄と上杉謙信が信濃の覇権を競った川中島合戦で、武田側の拠点として築城されたといわれている。千曲川の流れを外堀とする天然の要塞で、当時は「海津城（かいづじょう）」と呼ばれた。江戸時代、真田氏が松代藩主となると、松代城を中心に真田 10 万石の城下町が発展した。明治の廃城に伴い城内の建物が壊されたため、長い間石垣を残すのみだった

が、昭和 56（1981）年、城外御殿の新御殿（真田邸）とともに国の史跡に指定された。その後、長野市により環境整備工事が行われ、平成 16 年（2004）年に櫓門・木橋・石垣・土塁・堀などが復元された。

■公開活用の経緯とバリアフリー化

真田家の私邸として使用されていた新御殿は、昭和 41 年（1966）有償譲渡によって所有権が

松代町（現長野市）に移転し、その翌年、限定的にはあるが一般公開が開始された。明治5年（1872）松代城が廃城となった際、新御殿のみは真田氏の私有地として認可されていたため払下げを免れた。そのおかげで当時の姿を、松代城跡の遺構として唯一、残すことができた。

平成17年（2005）8月～平成21年（2009）12月に御殿の保存修理を行い、それまで非公開だった建物内が公開されることになった。それに伴い建物のバリアフリー化も行われた。表玄関脇の小玄関に昇降機が設置してあり、そこで

室内用車いすに乗り換えることもできる。建物内の公開範囲は、介助者がいればすべて車いすで見学可能である。建物の床が傷まないように動線には敷物がしてあり、畳の上でも気兼ねなく移動でき、新御殿の特徴である“表”と“奥”の意匠の違いを見ることができる。また、遠くの山並みを取り込んで借景とし、大きな池（泉水）を配した庭を御殿から眺めることができる。御殿からアクセスできる多機能トイレが新たに併設され、渡り廊下で接続されている。



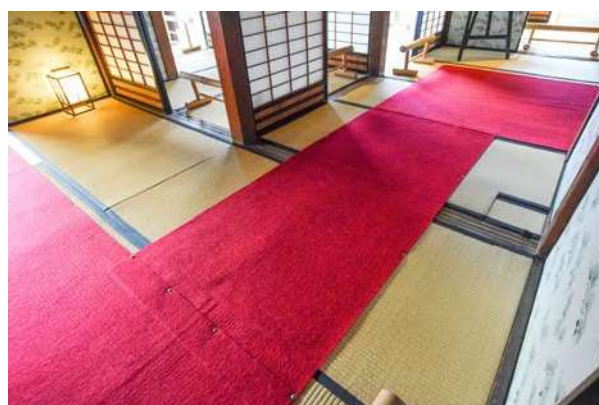
表玄関段差昇降機



新築された多機能トイレ



室内用車いす



床を保護する敷物



園路スロープ



園路スロープ（裏側）

松本城

DATA

指定名称：松本城天守

(月見櫓, 辰己附櫓, 天守, 乾小天守, 渡櫓)

建築年代：文禄 2 ～ 3 年頃 (1593 ～ 1594 年頃)

構造及び形式等：[天守] 五重六階, 本瓦葺

指定区分：国宝

指定年月日：昭和 27 年 (1952) 3 月 29 日

旧用途：城郭

活用内容：文化財公開

所在地：長野県松本市

所有者名：文部科学省

管理団体：松本市

指定名称：松本城

指定区分：史跡

指定年月日：昭和 5 年 (1930) 11 月 19 日

追加年月日：平成 29 年 (2017) 10 月 3 日

旧用途：城郭

活用内容：公園

所有者名：文部科学省, 長野県, 松本市, 私有地

管理団体：松本市



左：松本城天守外観

右：大天守 6 階

■文化財の歴史と沿革

松本城は、戦国時代から幕末まで継続して使われた、信州を代表する近世城郭である。初め深志城と呼ばれ、甲斐の武田氏が守護小笠原氏を追放し、信濃支配の拠点としたことから重要性を増すこととなった。武田氏滅亡後は北から上杉氏が、南から徳川氏が信濃支配を目指す、徳川氏の支援を得た小笠原氏が奪取し、城下町の経営を進めた。天正 18 年 (1590) の家康の関東移封に伴い、小笠原氏に替わって豊臣系大名である石川数正が入部し、数正・康長父子により城と城下町の建設が大きく進展した。関ヶ原の戦後は、小笠原・戸田・松平・堀田・水野・戸田氏とめまぐるしく藩主が交代し、明治維新を迎える。

史跡松本城は外周に総堀をめぐらし、内側に三の丸を置く。その北寄りに外堀があり、内側が二の丸、更にその内側の東・南・西に内堀を掘り、本丸を置く。三の丸南側の総堀のすぐ南に、女鳥羽川が総堀と並行して東から西へ流れ、二重の堀としての役割を果たしていた。国宝松本城の 5 棟からなる天守・櫓群は、連結複合式の複雑な構成と絶妙な均衡美を持ち、貴重な文化財建造物である。

■公開活用の経緯とバリアフリー化

昭和 5 年 (1930) に松本城が国の史跡に指定されると、これが転機となり翌 6 年 (1931) には松本市が管理団体に指定された。太平洋戦争

が終結したのち、昭和 23 年（1948）からは二の丸を中央公園とし、緑化する事業が開始される。市立博物館は昭和 43 年に日本民俗資料館として新築され（現在松本市立博物館）、昭和 62 年（1987）には北西部三の丸にあった児童遊園が閉園されるなどの変遷を辿って現在の姿になった。松本市では平成 11 年（1999）に「松本城およびその周辺整備計画」を策定し、現在も史跡整備を進めている。

史跡松本城では、本丸内は遺構保護の観点から、舗装園路は設置していないものの、二の丸は園路の簡易舗装を行い、園路幅も車いすやベビーカーが対向できるように設計されている。また、太鼓門や黒門では、地覆部分にスロープが設置されているほか、車いす使用者用トイレについては、本丸庭園内に 1 か所、松本城公園内に 3 か所設置されている。

一方、松本城天守は戦国時代後期に建築された現存天守であるため、可能な限り補助手摺や段差補助を設けたものの、文化財建造物保護の

観点から天守内部へのエレベーターの設置はしていない。このことから、松本城のホームページを開設した際に、「空から見る松本城」と題した空撮の動画やストリートビュー、天守内各階のパノラマ画像を公開し、実際現地へ足を運ぶことが難しい人たちも天守のすばらしさを体感できるよう、最新の技術を取り入れた仕組み作りに取り組んでいる。

また、携帯型端末向けアプリ「松本城 VR（バーチャルリアリティ）」では、アプリ「ストリートミュージアム」をインストールして松本城を訪れると、江戸時代中期に消失した本丸御殿のほか、二の丸御殿、古山地御殿など、天守だけではない往時の姿を楽しめるようになっている。ただし、現地で利用するためには、スマートフォンやタブレット等の携帯端末が必要であるため、今後多くの見学者に利用してもらえるよう、松本市ではボランティアガイドへの携帯端末の貸し出し等を検討している。



渡櫓入口補助手摺



天守 1 階段差補助



月見櫓出口段差補助



天守 1 階階段補助手摺

清水寺

DATA

指定名称：清水寺本堂、清水寺（仁王門、馬駐、鐘樓、西門、三重塔、経堂、田村堂、朝倉堂、轟門、本坊北総門、鎮守堂（春日社）、釈迦堂、阿弥陀堂、奥院、子安塔）

建築年代：[本堂] 寛永 10 年（1633）

構造及び形式等：

[本堂] 本宇桁行九間、梁間七間、一重、寄棟造、東西北に裳階付、正面両翼廊及び庇、舞台、西面翼廊付、総檜皮葺

指定区分：国宝・重要文化財

指定年月日：昭和 27 年（1952）11 月 22 日（国宝）、
昭和 41 年（1966）6 月 11 日（重要文化財）

用途：寺院

所在地：京都府京都市

所有者名：清水寺



清水寺本堂外観

■文化財の歴史と沿革

清水寺の開創は宝亀 9 年（778）、現代から遡ること約 1200 年前である。大きな慈悲を象徴する観音様の霊場として古くから庶民に開かれ、幅広い層から親しまれ、古い史書や文学の中には、多くの人々が清水寺参詣を楽しむ様子が描かれている。

京都の東、音羽山の中腹に広がる 13 万㎡の境内には、国宝と重要文化財を含む 30 以上の建造物や碑が建ち並ぶ。創建以来度重なる大火災に遭い、そのたびに堂塔を焼失したが、篤い信仰によって何度も再建された。現在の伽藍は、そのほとんどが寛永 10 年（1633）に再建されたもので、本堂は峻崖によって建てられた高い舞台造で、複雑な平面及び屋根は変化に富んだ意匠を構成している。

平成 6 年（1994）には、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の世界文化遺産「古都京都の文化財」の構成資産のひとつとして一覧表に記載された。

■公開活用の経緯とバリアフリー化

清水寺は音羽山の中腹に位置するため、参詣には多くの坂や石段を登る必要があり、年間 500 万人の参拝者のうち、車いす使用者は 2000 人以上、年配者を含めると相当な数の参拝者がこれまで参詣をあきらめていた。そこで、清水寺で

は十数年前から本格的にバリアフリー化の取り組みを始め、現在、参道の舗装やスロープの設置によって、車いすでも境内を一周できるように整備を進めてきた。

車いす使用者の車両は、泰産坂下にある車両用ゲートから入って石段を迂回し、防災車両用道路を利用して、十一重石塔から仁王門正面、善光寺、宝性院、成就院の前を通り、本堂そばの多機能トイレ脇で降車できるようになっている。本堂入り口に当る轟門では、車いす使用者に対して境内参拝マップの配布を行うほか、ホームページ上にも参拝ルートに掲載している。本堂拝観に当り、障害手帳所有者 1 名に対して介助者 1 名までは無料で拝観できるよう配慮されている。本堂内部の各所にも適宜スロープが設置され、本堂から納経所、釈迦堂、阿弥陀堂、奥の院までは無理なく移動できるようになっているものの、奥の院から音羽の滝、十一重石塔までの坂は勾配がきついため、奥の院まで参拝して引き返すのが一般的である。

また、境内を一周できるスロープに加えて、本堂左側と音羽の瀧そばの 2 か所にオストメイト用設備などを備えた多機能トイレを設置している。これらの取り組みが評価され、平成 23 年（2011）1 月には国土交通省の「バリアフリー化推進功労者大臣表彰」を寺社で初めて受賞した。

龍安寺

DATA

指定名称：龍安寺方丈庭園
指定区分：史跡・特別名勝
指定年月日：昭和 29 年（1954）3 月 20 日
用途：寺院・庭園
所在地：京都府京都市
所有者名：龍安寺

指定名称：龍安寺庭園
指定区分：名勝
指定年月日：昭和 30 年（1955）2 月 3 日
用途：寺院・庭園
所在地：京都府京都市
所有者名：龍安寺



ミニチュア石庭



車いす用スペースから見る石庭

■文化財の歴史と沿革

龍安寺の創建は宝徳 2 年（1450）、足利将軍の管領職にあった細川勝元が、徳大寺公の山荘を譲り受け、妙心寺第五世の義天玄承（詔）禅師を開山に迎え創建したことによる。間もなく応仁の乱で焼失するものの、勝元の実子・政元によって再興された。明応 8 年（1499）には方丈が建立され、石庭もこのときに築造されたと伝えられている。石庭は方丈の南庭であって、矩形の白砂敷に 15 の石を巧に配置しており、独特の手法によ

る枯山水として価値の高いものである。

寛政 9 年（1797）に方丈、開山堂、仏殿を火災によって焼失したため、現在の方丈は塔頭・西源院の方丈を移築したものである。龍安寺庭園は龍安寺の前庭であって、参道、鏡容池、杉松、椒桜その他の疎林等より成り、方丈石庭の環境をなす重要な境域である。また、平成 6 年（1994）には、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の世界文化遺産「古都京都の文化財」の構成資産のひとつとして一覧表に記載された。

■公開活用の経緯とバリアフリー化

車いす使用者は、一般拝観者も利用する第一駐車場から防災車両用道路を介して、寺務所前に設けられた駐車スペースまで乗り入れが可能となっており、庫裏正面左の団体客用入口脇には、坪庭に面して車いす専用入口が設けられている。かねてより、車いすのまま拝観したいとの要望が多かったものの、建物内が狭くスロープの設置が困難なため、平成24年（2012）9月、一般拝観のルートとは異なる、坪庭を経由して勅使門へと続く車いす用のルートを設けた。

スロープを設置するに当たり、路面下の地面を覆うモミジの根に夜露が当たるようグレーチング材を使用し、樹根を傷めないよう束石を据え付けている。車いす使用者は、勅使門に設けられた車いす用スペースから、石庭を観賞できるようになっている。また、建物内には多機能トイレの設置が困難であるため、山門と第一駐車場

の間に多機能トイレを設置している。

建物内は盲導犬を連れて拝観できるのはもちろん、視覚障害者に対しては、長さ96cm、幅43cm、縮尺およそ25分の1の「石庭ミニチュア」と併せて約7分の音声案内（日本語・英語）を用意している。これは、現住職が「視覚障害者の方たちにも方丈庭園を体験してもらう何か良い方法を」ということを提案された際に、当時在籍していた職員が考案した「手で触れることで石の配置が分かるミニチュア」である。植木職が寺の山から適当な石を探し出すに当たり、可能な限り本物の石庭に近い形状の石を探すのに丸2日間かかったもので、平成3年（1991）3月に完成した。

参拝者たちの心のバリアに配慮した、これらの創意工夫に満ちた取り組みにより、平成9年（1997）には京都府「福祉のまちづくり100選」に選定された。



庫裏脇に設けられた車いす専用入口



坪庭の車いす用スロープ



勅使門内に設けられた車いす用スペース



第一駐車場近くの多機能トイレ

大阪市中央公会堂

DATA

指定名称：大阪市中央公会堂

建築年代：大正 7 年（1918）

構造及び形式等：鉄骨煉瓦造，建築面積 2,164.1㎡，
3 階建，地下 1 階，銅板葺，一部スレート葺

指定区分：重要文化財

指定年月日：平成 14 年（2002）12 月 16 日

旧用途：文化施設

活用内容：観覧・貸室施設

所在地：大阪府大阪市

所有者名：大阪市



上：1 階大集会室

下：正面外観



上：ドライエリアを利用した
スロープの設置

下：正面入口スロープと点字
ブロック



上：車いす使用者用外部エレベーター

■文化財の歴史と沿革

大阪市中央公会堂は、中之島地区の東端部にある。北浜で株式仲買商を営んでいた岩本栄之助の寄附によって、大正 7 年（1918）10 月に竣工した。設計は、指名設計競技に一等当選した岡田信一郎の設計案をもとに、実施設計は辰野金吾、片岡安が中心となって進めた。構造は鉄骨煉瓦造，3 階建て，地下 1 階である。1,2 階の吹

き抜けの大集会室，3 階の中集会室，特別室，小集会室などを中心に各室が配されている。

大阪市中央公会堂は、ネオ・ルネッサンスを基調にバロック的な躍動感を加味した意匠で、我が国における様式建築の習熟の過程をよく示している。我が国の煉瓦を主体とした建築の到達点を飾る建築であり、貴重な文化財建造物である。

■公開活用の経緯とバリアフリー化

昭和40年（1965）代後半からは、明治・大正期の歴史的建築物が連なる中之島東地区において、景観保存や再開発に関する議論が市の内外で高まり、中央公会堂についても建て替えや外壁保存案も含めた将来の在り方に関するシンポジウムなどが度々開かれるようになっていた。

このような状況の中、昭和63年（1988）、大阪市は多くの市民の要望に応じて、中央公会堂の「永久保存」を決定。その際、再生事業費の一部にと、朝日新聞社が創刊110周年記念事業の一環として、目標10億円の市民募金を呼びかけたところ、約1万3千件もの市民や企業がこれに賛同し、7億円余りの募金が集められた。

平成11年（1999）3月、度重なる改修などにより創建時の意匠が損なわれ、老朽化が進んだことから保存修理工事に着手し、約4年の歳月を経て、平成14年（2002）9月に完成した。工事は歴史的建築物としての保存と、創建時への復原工事に加え、耐震性を高めるために「免震レトロフィット」を採用したほか、防災・避難面などの安全性の確保や、空調設備の向上を始め、多様な用途に対応できるよう音響、照明設備の改善や舞台機構の充実を図った。

各階は、エレベーター、スロープ、車いす対応トイレ、段差昇降機などが設置され、バリアフリーの観点から整備が行われている。



玄関ホールエレベーター



吹き抜けを利用した段差昇降機



既存開口部を利用した自動両開折戸



舞台登壇用段差昇降機



連続手摺の新設と踊場点字ブロック

旧武藤家別邸洋館

DATA

登録名称：旧武藤家別邸洋館

建築年代：明治 39 年（1906） / 平成 7 年（1995）・平成 22 年（2010）移築

構造及び形式等：木造 2 階建, スレート葺, 建築面積 168.0㎡

指定区分：登録有形文化財

登録年月日：平成 23 年（2011）7 月 25 日

旧用途：住宅

活用内容：公開施設（イベント利用等）

所在地：兵庫県神戸市

所有者名：兵庫県



上：旧武藤家別邸洋館 1 階食堂
左：旧武藤家別邸洋館外観

■文化財の歴史と沿革

旧武藤山治邸旧鐘紡舞子倶楽部は、鐘紡の中興の祖と言われ、衆議院議員として活躍した武藤山治（1867-1934）が、明治 39 年（1906）に舞子海岸に建てた住宅である。設計は当時横河工務所に勤めていた大熊喜邦（後に国会議事堂など多くの官公庁建築を主導）によるものである。

北側道路に面して玄関を開き、海に面して円形平面のバルコニーを張り出す。天然スレート葺で、寄棟や切妻を組み合わせた複雑な屋根を造る。花崗岩の切石積基礎に建ち、外壁は下見板張とする。質の高い意匠を有する景勝地の別荘である。

■公開活用の経緯とバリアフリー化

武藤山治が亡くなった後は、鐘淵紡績(株)によ

り「鐘紡舞子倶楽部」として従業員の厚生施設に利用されていたが、明石海峡大橋建設に伴う国道 2 号の拡張工事のため、平成 7 年（1995）に和館は取り壊され、洋館のみが垂水区狩口台に移築された。平成 19 年（2007）に兵庫県は、建物とともに家具・絵画及び蔵書等調度品についてカネボウ(株)より寄贈を受け、同年より建物の縁の地である舞子公園への移築・修復工事を行った。この移築・修復工事の竣工により、舞子浜を代表する昔日をしのぶ松林と調和した海峡風景を



手摺付トイレ

楽しみ、明治期の往年の別荘文化、西洋館の生活様式をありのままに知ることができる舞子公園の新たな名所が誕生することとなった。

公開活用に当たり、建設当初の撞球室の外観を元にした管理棟（木造一部RC造2階建）を洋館に隣接して建設し、可能な限りのバリアフリー対応を行っている。管理棟は諸室の必要な面積を確保するため、当初の建物よりひと回り大きい設計となっている。管理棟は新築建築物であることから、建築基準法等関係法令を満たす必要があり、バリアフリー化については、兵庫県「福祉のまちづくり条例」に基づいて整備を行った。

管理棟には、車いす対応のトイレを設けるための十分なスペースを確保できなかったものの、手摺付の広めのトイレを確保し、条例運用上は公園内のトイレを車いす対応トイレとみなしている。また、敷地入り口及びメインエントラン

スにはスロープを設け、管理棟と洋館の間を渡り廊下で接続することで、車いす使用者の円滑な移動を可能にしている。

これらの事業は、舞子公園整備の一部として位置付けられたものであり、国土交通省の都市公園事業の補助金を活用して実施された。車いすでの利用は1階部分に限定されているものの、障害者手帳所有者に限って言えば、毎月10～20人もの見学者が訪れている。



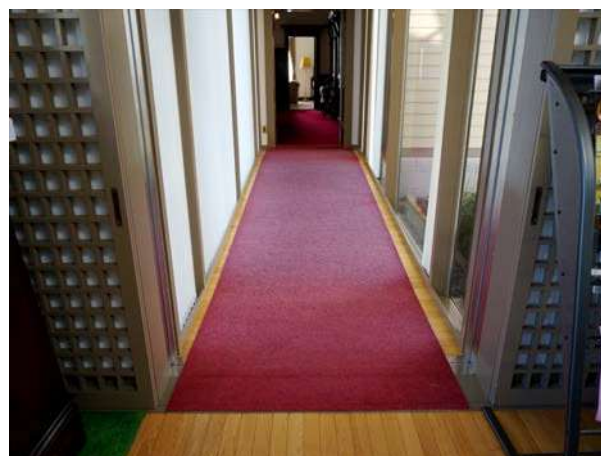
敷地入口 スロープ



エントランス スロープ



管理棟を繋ぐ渡り廊下



渡り廊下内部

平城宮跡

DATA

指定名称：平城宮跡

年代：奈良時代

指定区分：特別史跡

指定年月日：昭和 27 年（1952）3 月 29 日

旧用途：都城跡

活用内容：野外博物館

所在地：奈良県奈良市

所有者名：文部科学省

上：第一次大極殿北側
車いす用スロープ
下：第一次大極殿外観



■文化財の歴史と沿革

平城宮跡は、和銅 3 年（710）に元明天皇が藤原京から都を移し、延暦 3 年（784）に桓武天皇が長岡京に再び遷都するまでの、奈良時代 70 余年の間の皇居で、その遺跡として顕著なものは、朝堂院跡とその西に続く内裏跡と認められるところを中心とする地である。朝堂院は南面する大極殿跡の基壇を正面として、その前面に、内に湮滅したところもあるが、朝堂・朝集殿を始め

として廻廊・門等の遺構が存し、大極殿の側背にも廻廊・建物の遺構が認められる。また朝堂院の東部にも土壇があり、また北東部に近く、水上池方面から南下する溝の一部がある。内裏跡は大宮の地字を留め、また建物の跡と思われる基壇を遺している。もとより宮跡の全貌はなお定かでないが、整然たる配置をなす堂々たる殿堂の面影も偲び得られ、奈良時代の政治文化の中心として歴史上に占める意義は大きい。

■公開活用の経緯とバリアフリー化

昭和53年（1978）に「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」が策定され、その後の平城宮跡の保存整備はこの基本構想を指針として進められる。平成10年（1998）には朱雀門、東院庭園の復原が完成し、平城宮跡を含む「古都奈良の文化財」がユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の世界文化遺産として一覧表に記載される。平成13年（2001）に第一次大極殿の復原工事に着手する。平成20年（2008）国営平城宮跡歴史公園としての整備・管理にかかる基本計画を策定する。平成21年（2009）国営公園

事業の一環として第一次大極殿院広場を整備する。平成22年（2010）第一次大極殿の復原が完成する。

大極殿正殿の裏側には障害者や高齢者の通行に配慮しスロープが設置され、背面に設置することにより、正殿正面からの景観を損なわない設置となっている。また、内庭広場は全体を車いすで見学できる整備がされており、発掘調査で確認された礎敷を表現しながらも、平滑舗装として車いすの通行が可能となっている。一般に遺構表示とバリアフリーの両立を可能とした特異な例である。



第一次大極殿北側スロープ詳細



第一次大極殿西側入口スロープ



奈良県平城宮跡事業推進室平城宮跡ホームページより転載

和歌山城

DATA

指定名称：和歌山城
年代：安土桃山―江戸時代
指定区分：史跡
指定年月日：昭和6年（1931）3月30日
旧用途：城跡
活用内容：公園
所在地：和歌山県和歌山市
管理団体名：和歌山市

上：天守閣外観
下：和歌山城全景



■文化財の歴史と沿革

天正13年（1585）、紀州を平定した羽柴秀吉は、弟の秀長に命じて紀ノ川河口部の「岡山」（現在の虎伏山）に城を築かせた。これが和歌山城の始まりである。その後、秀長は郡山城（奈良県大和郡山市）に移り、家臣の桑山重晴が和歌山城代となる。慶長5年（1600）、関ヶ原の戦いの後、浅野幸長が37万6千石で紀伊に入国し、和歌山城主となる。浅野氏は連立式天守を建て、現在の本丸・二の丸・西の丸に屋敷を造営。大手門を岡口門から一の橋の方面に移し、本町通りを大手筋として城下町を整備した。元和5年（1619）、徳川家康の10男頼宣が55万5千石を拝領し、紀州徳川家が成立する。頼宣は二の丸

を西に広げ、砂の丸・南の丸を新たに造成した。

和歌山城の天守は戦災で焼失したが、元和年間の建立と思われる岡口門（国指定重要文化財）はわずかに難をまぬがれて残存した。この位置は旧大手に当り、櫓門の形式でこの構造手法にも特徴があり、和歌山城の貴重な遺構である。また、北西麓には江戸時代初期の作庭である国指定名勝和歌山城西之丸庭園（紅葉溪庭園）がある。傾斜地を活用し、二段の池や滝を設け、庭に取り込んだ内堀に池亭「鳶魚閣」（えんぎょかく）を配する。昭和45年（1970）からの修理時の発掘調査により、周囲の庭園建築や茶室の跡も発見され、遺存例の少ない城郭内庭園としても貴重である。

■公開活用の経緯とバリアフリー化

和歌山城の公開の歴史は古く、明治4年(1871)に廃藩置県により陸軍省の管轄となった後、明治34年(1901)に和歌山公園として一般に公開された。その後、昭和6年(1931)に国の史跡に指定された。天守閣は昭和20年(1945)の和歌山大空襲で焼失したことから、昭和33年(1958)に鉄筋コンクリートで復元された。

大手門は当初市之橋御門と呼ばれ、明治42年(1909)に倒壊したが、昭和57年(1982)に再建された。岡口門は旧藩時代の形状が残る貴重な遺構で、北側の土堀とともに昭和32年(1957)に国の重要文化財に指定される。御橋廊下は斜めにかかる廊下橋として珍しく、二の丸と西の丸を行き来するために架けられたもので、平成18年(2006)に復元された。このように、和歌

山城では段階的に整備を進めながら公開を継続している。

和歌山市は平成23年(2011)に国の緊急雇用創出事業の一環として、失業者を雇用する「和歌山城おもてなし向上事業」を開始した。同25年(2013)には「和歌山城おもてなし充実事業」となり、忍術体験・音楽イベント等の多岐に渡る活動を継続し、NPO団体「城プロジェクト」に所属する忍者(ヘルパー2級資格取得者を含む)が活動している。

活動の中で車いすの登城サポートを行っており、車いすとスロープを使って、歩行困難な見学者を対象に、天守閣前の広場まで同行案内を行う。車いす1台につき数名の忍者が付き、和歌山城の説明や写真スポットの紹介を交えながらサポートしている。その他、城内にはスロープが付いた多機能トイレが設置されている。



登城サポート「忍者と一緒に和歌山城」



忍者の格好をしたスタッフによる登城サポート



天守一の門跡の置き型スロープ

石見銀山遺跡

DATA

指定名称：石見銀山遺跡
年代：戦国時代～大正時代
指定区分：史跡
指定年月日：昭和 44 年（1969）4 月 14 日
旧用途：鉱山
活用内容：野外博物館
所在地：島根県大田市
管理団体名：大田市

選定名称：大田市大森銀山
選定区分：重要伝統的建造物群保存地区
選定年月日：昭和 62 年（1987）12 月 5 日
追加選定年月日：平成 19 年（2007）12 月 4 日
所在地：島根県大田市
面積：162.7 ヘクタール

■文化財の歴史と沿革

全国有数の産銀により古来著名な銀山の遺跡。戦国時代には大内・尼子・毛利の各氏がこの銀山の争奪を繰り返し、次いで毛利氏・豊臣氏を経て江戸時代には徳川幕府が直轄地として経営した。銀鉱山跡である「銀山柵内」や鉱山に隣接して発展した「大森銀山重要伝統的建造物群保存地区」などが登録されている。

石見銀山遺跡とその文化的景観は日本海に面する島根県のほぼ中央に位置し、石見銀の採掘・精錬から運搬・積出しに至る鉱山開発の総体を表す「銀鉱山跡と鉱山町」、「港と港町」、及びこれらをつなぐ「街道」から成っている。「石見銀山遺跡とその文化的景観」は、東西世界の文物交流及び文明交流の物証であり、伝統的技術による銀生産を証明する考古学的遺跡及び銀生産に関わる土地利用の総体を表す文化的景観として、平成 19 年（2007）にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の世界文化遺産の一覧表に記載された。

■公開活用の経緯とバリアフリー化

鉱山町として発展した大森・銀山は、江戸時代に 2 代目奉行竹村丹後守が陣屋を現在の位置に移転してから形成されたものである。地区内には、現在は石見銀山資料館として活用されている大森代官所跡を始めとして、奉行代官の墓所がある勝源寺、大森・銀山で最大の商家である熊谷家住宅、代官所地役人遺宅である旧河島

家などが一般に公開されている。

一方、江戸時代に柵で囲まれた鉱山本体である「銀山柵内」（さくのうち）では、代官所直営の間歩として操業された龍源寺間歩（りゅうげんじまぶ）や最大級の坑道の一つである大久保間歩（おおくぼまぶ）などが一般公開されている。

大森銀山、銀山柵内の観光エリアは自動車の通行が制限されているが、車いすなどの身体不



龍源寺間歩



大森代官所跡（石見銀山資料館）

自由な方を対象に、石見銀山公園前の観光案内所で通行証を受けることにより、清水寺前休憩所まで車の乗り入れが可能となっている。車いす対応トイレが6か所、障害者用駐車スペースが3か所整備されている。また、一般社団法人大田市観光協会によって石見銀山観光バリアフリーマップが作成されており、清水寺前休憩所から龍源寺間歩まで、スロープの設置や舗装の状態などの道路状況の説明が細かく示されている。龍源寺間歩及び大森代官所跡の有料施設でもバリアフリー対応を進め、拡充化に向けて取り組んでいる。



バリアフリーマップ



重要文化財熊谷家住宅入口スロープ



龍源寺間歩内ベンチ



貸出電動車いす



観光案内所多機能トイレ（石見銀山公園）

厳島神社

DATA

指定名称：厳島神社

(本社本殿、幣殿、拝殿、ほか国宝 5 棟
重要文化財 11 棟 3 基)

建築年代：鎌倉時代～明治時代

構造及び形式等：

[本社本殿] 桁行正面八間、背面九間、梁間四間、一重、両
流造、檜皮葺

指定区分：国宝・重要文化財

指定年月日：昭和 27 年（1952）3 月 29 日（国宝）ほか

用途：神社

所在地：広島県廿日市市

所有者名：厳島神社

指定名称：厳島

指定区分：特別史跡・特別名勝

指定年月日：昭和 27（1952）年 11 月 22 日

所在地：広島県廿日市市

管理団体：広島県



西廻廊



海上から見る厳島神社社殿

■文化財の歴史と沿革

厳島神社は瀬戸内海に浮かぶ厳島（通称宮島）を背後にして、その入り江の海の中に、神社のシンボルでもある大鳥居と廻廊で連続した壮麗な社殿群が佇む、国内でも珍しい様式の神社建築である。厳島は約 30km²の島で、昭和 27 年（1952）には国の特別史跡及び特別名勝に指定され、古くから主峰である弥山（標高 535 m）が信仰の対象となり、島全体が神聖視されるとともに、厳島神社は海上鎮護の神として広く崇敬されてきた。

社殿構成は 12 世紀に始まったが、その後焼失し、仁治 2 年（1241）に再建された。海に建つ木造建築物として過酷な環境下にありながら、

平清盛を始めとする歴代政権の厚い庇護に支えられ、往時の姿を今に伝える。

厳島の緑濃い森林が海岸線に迫る美しい自然景観は、17 世紀頃から松島・天橋立と並び「日本三景」の一つとして称えられ、このような自然景観の中、国宝の本社本殿・幣殿・拝殿、重要文化財の大鳥居・朝坐屋（あさざや）・能舞台などが姿を留める。厳島神社は、寝殿造りの様式を山と海の境界を利用して実現させ、人の手と自然の要素とが結合した顕著な作品として、また、平安時代創建当初の面影を現在に伝える稀有な例として、平成 8 年（1996）にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の世界文化遺産の一覧表に記載された。

■公開活用の経緯とバリアフリー化

厳島への来島者数は、平成 29 年（2017）にはおよそ 456 万人に上り、このうち外国人が約 32 万人を占め、いずれも過去最多を更新した。厳島観光の窓口である廿日市市観光課及び一般社団法人宮島観光協会のホームページは、日本語のほか 5 か国語（英・中・韓・仏・独）に対応し、各国からの観光客を受け入れている。厳島の対岸に当る宮島口から厳島へは JR 西日本宮島フェリー(株)と宮島松大汽船(株)の 2 社が運航しており、いずれもフェリーターミナルだけでなく、新造船にはバリアフリー客室などの装備が整えられている。栈橋にある観光案内所では車いすを常備し無料で貸し出しており、車いす対応の公衆トイレも栈橋内ほか島内に 6 か所用意されている。

厳島神社工務所営繕課によると、社殿のバリアフリー化は、昭和 56 年（1981）頃から前々技師の岡田貞治郎氏によって始めたとされる。この年、参道にある便所に車いす用トイレを増設し、海上社殿入口階段の横に車いす用の手摺付

スロープを設けた。このほか、廻廊入口の段差に仮設スロープを設置し、社殿を回る廻廊床板上に養生板を置き、土足や車いすでの通行を可能にしたほか、海上社殿内裏手にある便所に車いす用トイレを設け、通路を拡充し段差をスロープにした。また、本社祓殿から平舞台に出る段差には木製スロープを設置し、廻廊出口から道路までの段差にもスロープを設けた。

これらの整備はすべて神社の自費で行っているものの、トイレやスロープの設置に関しては、周辺景観への配慮はもちろんのこと、文化庁の現状変更許可、環境省への特別地域内の工作物の設置許可、広島県・廿日市市への風致地区内許可などの手続が必要となる。

国内有数の観光地であり、各種イベントなども開催される厳島神社では、行政の観光部局、公共交通機関が一体となって、島内のバリアフリー化を様々な角度から推し進めることで、多様な参拝者の受入れを可能にしている。

（写真提供：厳島神社工務所 原島氏）



西廻廊出口の階段脇に設置された手摺付スロープ



既存石畳の上に設置された仮設の石張りスロープ



本社祓殿と平舞台との間の段差解消用スロープ



社殿裏に設けられた車いす用便所（正面）と手摺付スロープ（左手）

首里城

DATA

指定名称：首里城跡

年代：14 世紀末以降

指定区分：史跡

指定年月日：昭和 47 年（1972）5 月 15 日

旧用途：居城

活用内容：博物館

所在地：沖縄県那覇市

管理団体名：内閣府・沖縄県



上：首里城全景
下：正殿外観



■文化財の歴史と沿革

首里丘陵の最高部にあり、その創建年代は不明であるが、第1尚氏による三山統一後に王城として確立した。その後、第2尚氏の尚真・尚清によって、王城東南石垣を二重にし、「継世門」（けいせいもん）を設け、今日の規模が出来上がったものとされる。

城是那覇より東行する大道に中山門（ちゅうざんもん）・守礼門（しゅれいもん）、城門第一門として歓会門（かんかいもん）、外郭には久慶門（きゅうけいもん）・継世門を開き、内郭には瑞泉門（ずいせんもん）・淑順門（しゅくじゅん

もん）・白銀門（はくぎんもん）を設け、これらの門を石垣で連ねていた。内郭には木造の諸宮殿を建立する。その正殿は最も雄大であり、前面左右に「南殿」（なんでん）・「北殿」（ほくでん）が相対し、そのまわりに書院・内原書院等が存在していた。これらは、すべて第2次世界大戦で失われ、城内の拝所「首里森」（すいむい）も原形を失ったが、守礼門のみ復元された。しかし、首里城は沖縄を代表する城であり、王城としての構えを十分に伺うことができる。

琉球王国の王城であった首里城跡の西北、歓会門と守礼門の間に「園比屋武御嶽」（そのひゃ

んうたき）がある。園比屋武御嶽は、国王が城外に出御する際に、道中の平安を祈願した場所と伝えられ、拝殿に当たる石造の門が現存する。門は単層平入の唐門で、門の扁額によって、正徳14年（1519）、尚真王の時代に創建されたものであることが知られる。

■公開活用の経緯とバリアフリー化

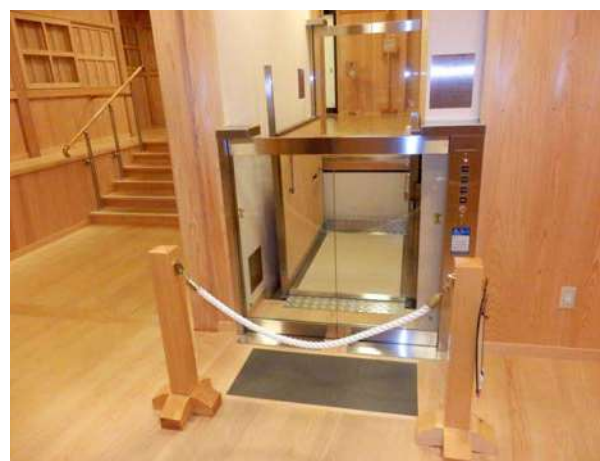
明治12年（1879）春、琉球王国から「沖縄県」となった後、首里城は日本軍の駐屯地、各種の学校等に使われた。1930年代には大規模な修理が行われたが、昭和20年（1945）にアメリカ軍の攻撃により全焼した。戦後、跡地は琉球大学のキャンパスとなったが、大学移転後に復元事業が推進され現在に及んでいる。復元された首里城は、18世紀以降をモデルとしている。平成12年（2000）12月には、首里城跡がユネスコ（国

際連合教育科学文化機関）の世界文化遺産の一覧表に記載された。

史跡整備の基本に従い整備が進められているが、国営及び県営公園の観点においては都市公園の整備としての安全性が担保されていることから、車いすの貸出・点字ガイドブックの貸出・車いす用エレベーター・リフト・スロープ・専用トイレ等の設備が充実している点が特徴となっている。見学ルートにはバリアフリーコースが設けられており、主要な見学を健常者と変わらないルートで回ることができる。バリアフリーコースに関しては、ホームページ上でコースとともに正殿周辺や首里杜館内での障害者対応の見学ルートが示され、地図上に障害者用トイレ・スロープ・障害者用リフト・エレベーター・救護室の場所が詳細に分かることから、見学を検討する上でも有益な情報提供となっている。



右掖門（うえきもん）前の階段補助手摺



黄金御殿（くがにうどうん）の段差昇降機



書院鎖之間（しゅいんさすのま）の段差昇降機



北殿（ほくでん）の段差昇降機

掲載資料・写真提供者一覧（五十音順）

厳島神社工務所 原島氏・大阪府教育委員会・沖縄県教育委員会・京都府教育委員会・島根県教育委員会・東京都教育委員会・長野県教育委員会・奈良県教育委員会・兵庫県教育委員会・広島県教育委員会・北海道教育委員会・山形県教育委員会・和歌山県教育委員会

文化財の活用のためのバリアフリー化 事例集 ー共生社会実現に向けてー

編集発行 文化庁文化財部
発行日 平成 30 年 3 月 30 日
執筆・編集協力 株式会社文化財保存計画協会

文化庁文化財部

〒 100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
TEL 03-5253-4111（代表） FAX 03-6734-3823
ホームページアドレス <http://www.bunka.go.jp>

